

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

| | | | |
|------------------|---|------------------|--------------------------|
| <p>受 理 番 号</p> | <p>2 6 0 8</p> | <p>受 理 年 月 日</p> | <p>令 和 6 年 11 月 12 日</p> |
| <p>件 名</p> | <p>訪 問 介 護 費 引 下 げ の 撤 回 及 び 介 護 報 酬 引 上 げ の 再 改 定 の 要 請</p> | | |
| <p>要 旨</p> | <p>訪問介護の基本報酬が2024年4月から引き下げられたことに介護保険利用者や家族、事業所から、怒りや不安の声が上がっている。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねない。</p> <p>京都社会保障推進協議会は、2024年6月1日から7月31日まで、府内の828訪問介護事業所に緊急のアンケートを行った。171事業所から回答を頂き、94.2パーセントが訪問介護報酬引下げ反対との回答であった。介護報酬の引下げについて、91.8パーセントが納得できないと回答し、今後の影響については、経営の悪化(90.1パーセント)、新規採用の困難(67.3パーセント)、職員の賃金引下げ(45パーセント)、ヘルパーの意欲・モチベーションが下がる(71.4パーセント)、ヘルパーの賃金改善が難しくなる(70パーセント)など、重大な影響が予想されている。介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難になるおそれがある。2024年上半期の介護事業所の倒産は全国95件で過去最多となっている。</p> <p>訪問介護事業所のうち36.7パーセントが収支差率0パーセント未満の赤字であることが明らかになっているにもかかわらず、厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いとを挙げている。しかし、この結果は、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているのであり、実態と懸け離れている。</p> <p>訪問介護は特に人手不足が深刻である。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回っている。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準である。</p> <p>政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬の引下げで減収となる。仮に処遇改善加算による収入分があっても、全員の給与として支払われ、事業所の経営は苦しいままである。その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ている。</p> <p>今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を0.98パーセント引き上げるとしている。これにより、厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月額約7,500円、2025年度に月額約6,000円と見込んでいる。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけである。</p> <p>ついては、国に対し、訪問介護費引下げの撤回及び介護報酬引上げの再改定を早急に行う意見書を提出することを願う。</p> | | |
| <p>陳 情 者</p> | | | |
| <p>回 付 委 員 会</p> | <p>環 境 福 祉 委 員 会</p> | | |